重要事項説明書

1　事業所の法人概要

法人名・代表者	医療法人徳洲会・理事長　東上　震一
本店所在地	大阪府大阪市北区梅田１丁目３番１－1200 号
連絡先（代表）	ＴＥＬ　06－6346－2888
法人種別	医療法人
法人の行う他の 介護保険事業	訪問看護・訪問リハビリ・短期入所療養介護・介護老人保健施設・通所リハビリテーション・訪問介護等(各予防支援含)
開設年月日	昭和 50 年１月９日

2　事業所の概要

事業所名	千葉西訪問看護ステーション居宅介護支援事業所
所在地	松戸市金ケ作 105－1
連絡先	ＴＥＬ　０４７‐３８４‐４１１５ (緊急時においては転送電話により 24 時間連絡対応可能) ＦＡＸ　０４７‐３８４‐４１７０
管理者	梶山　武
営業日	平日･土曜日（日祝日、年末年始１２/３１～ 1/3は休み）
営業時間	午前８時３０分 ～ 午後５時００分まで
通常のサービス提供 実施地域	松戸市
介護保険指定番号	１２７１２０８９３４
指定年月日	令和３年１０月１日

3　事業所の職員体制

職種	職務	人員数
管理者(主任介護支援専門員)	事務所管理全般及び介護支援兼務	１人(常勤)
介護支援専門員	介護支援業務全般	１人以上

４　事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、個人の能力に応じ、その尊厳を保ち、適切なサービスを利用し、住み慣れた住居において地域社会で支え合いながら自立した日常生活を営むことができこと目的とする。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めるものとする。

４－２　指定介護予防支援事業の委託

指定介護予防支援を行う場合、各管轄地域の包括センターの設置者である指定介護予防事業者から委託を受けることにより支援を行います。
委託を受けるにあたっては、本来行うべき指定居宅介護支援業務の適正な実施に影響を及ぼさない範囲とします。費用は包括支援センターの規定に準じます。

５　居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙２参照。

６　担当の介護支援専門員

担当する介護支援専門員	

７　費用

居宅介護支援にかかる費用は介護保険制度より全額給付される為利用者負担はありません。当事業所は居宅介護支援費(ｉ)を下記の通り算定します。

取扱い要件	利用料	
居宅介護支援費（ｉ） (取扱件数が 45 件未満)	要介護１・2	1086 単位　11620 円
	要介護３・4・5	1411 単位　15097 円

７－２　上記金額は介護支援専門員１人当たりの利用者数が 45 人未満に対応するものとする。運営基準に従い利用者数が 44 名を超える場合は介護支援専門員を増員、その努力を行います。
単位について:松戸市の地域区分 10.70 円(1 単位)として計算し端数は切り捨てています。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規や要介護区分が 2 区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1 月につき）	300 単位 ３２１０円

処遇改善加算	「キャリアパス要件」「月額賃金改善要件」「職場環境等要件」の３つの要件。（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件を区分ごとに１つ以上）または令和８年度特例要件を満たすことで算定。	１ヶ月あたりの総単位数×2.1%
入院時情報連携加算（Ⅰ）	医療機関に入院した日に、医療機関職員へ必要な情報提供した場合（入院日以外の情報提供も含：営業時間終了後、営業日以外の日に入院した場合は入院日翌日でよい）	250 単位 ２６７５円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	医療機関に入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関職員へ必要な情報提供した場合（営業時間終了後入院した場合、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日でよい）	200 単位 ２１４０円
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際にケアマネが同席し心身状況や生活環境等必要な情報提供を行い、情報提供を受けサービス計画へ記載した場合	５０単位 ５３５円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院や介護保険施設等からの退院・退所時、病院等の職員から必要な情報提供を 1 回受けサービス計画を作成し、利用調整を行った場合（入院入所期間中につき１回を限度）※１	４５０単位 ４８１５円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	※１の情報提供を下記の方法で行った場合。 病院等の職員からの情報収集をカンファレンスにより１回行っている。	６００単位 ６４２０円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	※１の情報提供を下記の方法で行った場合。 病院等の職員からの情報収集を２回以上行っている。	６００単位 ６４２０円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	※１の情報提供を下記の方法で行った場合。 病院等の職員からの情報収集を２回行い、うち１回以上がカンファレンスによる。	７５０単位 ８０２５円
退院・退所加算（Ⅲ）	※１の情報提供を下記の方法で行った場合。 病院等の職員からの情報収集を３回以上行い、うち１回以上がカンファレンスによる。	９００単位 ９６３０円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に２日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定（１月につき）	４００単位 ４２８０円
緊急時等居宅カンファレンス加算	医療機関の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合１月に２回を限度）	２００単位 ２１４０円

特定事業所加算　（居宅支援費Ⅰ算定基準）※基準に該当した場合算定します。					
算定要件		加算Ⅰ (519単位) 5553円	加算Ⅱ (421単位) 4504円	加算Ⅲ (323単位) 3456円	加算Ａ (114単位) 1219円
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること 事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受け総合相談支援を行う場合は兼務可能とする	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤非常勤各1名以上
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に開催すること	○			
④	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○			連携可
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護３～要介護５である者が４割以上であること	○	×		
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○			
⑦	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○			
⑧	ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、多制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○			
⑨	特定事業所集中減算が適用されていないこと	○			
⑩	介護支援専門員１人あたりの利用者の数が44未満であること	○			
⑪	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○			
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施している事	○			
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○			

特定事業所医療介護連携加算　125単位１３３７円

① 前々年度の３月から前年度の２月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること

② 前々年度の３月から前年度の２月までの間においてターミナルケア加算を15回以上算定している事

③ 特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定している事

【減算】以下の要件を満たす場合、上記の利用料から以下の料金が減算されます。		
特定事業所 集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 （指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	1 月に 200 単位減算 2140 円
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が２月以上継続している場合適応	基本単位 50%減算
同一建物減算	居宅支援事業所と同一又は隣接する敷地内建物居住利用者又は同一建物に 20 人以上居住する利用者訪問の場合	基本単位 95%算定

１０　サービス内容に関する苦情等相談窓口

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下まで御連絡下さい。

居宅介護支援事業所管理者	連絡先　　０４７‐３８４－４１１５ （受付時間　AM８：３０～PM５：００）

１　事業者は苦情に対し迅速かつ適切に対応するため，当該苦情（事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く）の内容等を記録し、苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向け取組むように努めます。なお，基準第 29 条第 2 項の規定に基づき，苦情の内容等の記録は，2 年間保存します。

【苦情処理手順方法】

① 苦情の申立書を受付ける
② 当事業所が苦情に関する調査を行う
③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

２　その他の窓口　当事業所以外に各行政機関の窓口等に苦情を伝えることができます。

松戸市役所　介護保険事務センター	連絡先　０４７－３６６－７０６７
千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理係	連絡先　０４３－２５４－７４２８

３　苦情処理手順方法

⑥ 苦情の申立書を受付ける
⑦ 当事業所が苦情に関する調査を行う
⑧ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
⑨ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
⑩ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

１１　事故発生・緊急時の対応

１　事業者は、居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を取り、その原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じます。

２　事業者は居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。

１２　虐待の防止のための措置に関する事項高齢者の虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し,入職時及び年２回以上研修を実施する等の措置を講じます。

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

1　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を年１回開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図ること

2　虐待の防止のための指針を整備すること

3　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

4　上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（担当者は虐待防止委員会責任者兼務）

虐待防止委員会責任者	居宅介護支援事業所管理者

5　事業者は、擁護者やサービス提供事業所等による虐待を受けたと思われる利用者の心身状態や状況を確認した場合には『高齢者虐待防止法第７条』による擁護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない通報義務が課せられていることから市町村の委託を受けた地域包括支援センターへ報告を行います。

《高齢者虐待防止法第７条には刑法の秘密漏示罪の規定、その他の秘密義務に関する法令の規定はこの通知を妨げるものとして解釈してはならない》より個人情報保護の規定から除外とします。

１３　身体拘束等の適正化の推進について

身体拘束とは、利用者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制また は停止させる状況であり、利用者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為である。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施の為、指針を示し、身体拘束適正化の推進として以下の通り規定します。

1　利用者又は他の、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならかいこと。

2　身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

なお、規定に基づき、当該記録は、２年間保存します。

１４　個人情報の保護について

使用目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するため行うサービス担当者会議等において必要な場合使用

条件

① 使用目的の範囲以内で必要最小限に留め、関係者以外には漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

個人情報の内容（例示）

・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が居宅介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報

・認定調査票（８５項目及び特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）

※１　「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。今後感染防止の観点からTV電話などのデジタル器機を活用し会議等を行う場合、その画像等の無断掲載、無断利用などは一切行いません。

※２　※１の家族には、主介護者、同居別居を含む家族、場合によっては間接的に支援をしてくださるその他親族等も含まれる場合があります。

すべての方の個人情報利用の同意を署名として得る事は不可能です。関係者であっても不必要に情報を提供する事はありませんが、状況に応じご本人、ご家族から個人情報利用に関して個別に許可を取って頂く可能性もあります。

個別に許可を得られない方に関してはその個人情報は関係者であっても提供しません。

１５　ハラスメント対応ついて

1　適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職場において行われる性的な言動又 は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

2　担当する介護支援専門員が利用者からの恫喝や理不尽なクレーム、過度な要求等により精神的苦痛を受けるなどカスタマーハラスメントと思われ状況にあると判断した場合には事業者の介護支援専門員を守る目的として事業者側から直ちに居宅介護支援契約を終了する事ができるものとします。

附則

この重要事項説明書は令和　３年１０月　１日施行する
この重要事項説明書は令和　４年　６月２５日変更施行する
この重要事項説明書は令和　５年　４月　１日変更施行する
この重要事項説明書は令和　６年　４月　１日変更施行する
この重要事項説明書は令和　８年　６月　１日変更施行する

（付属別紙２）

サービス提供の標準的な流れ

居宅サービス計画作成等サービス利用申込み

当社に関すること居宅サービス計画作成の手順、 サービスの内容に関して大切な説明を行います

居宅サービス計画等に関する契約締結

事業者の選定
当社と契約をするかどうかをお決めいただきます

※利用者は区役所へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行っていただきます。（提出代行可能）

ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します

地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます

利用者による サービスの選択

提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います（サービス担当者会議の実施）

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

サービス利用に関して説明を行い、利用者やご家族の意見を伺い、同意をいただきます

◆ サ ー ビ ス 利 用 ◆

利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います

毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します

利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。

居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

令和　　年　　月　　日

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受け取りました。

利用者住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者署名　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記署名代理人(代理人を選定した場合) 私は、本人の意思を確認し、署名代行しました。

本人との関係 （　　）

代理人住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人署名　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から個人情報の保護とその利用についての説明を受け同意しました。

【個人情報の取扱いについての同意】

本人　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本人との関係（　　）

代理人署名　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【個人情報の取扱いについての家族の同意】

本人との関係（　　）

家族署名　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者　　所在地　　松戸市金ケ作105－1

名称　　医療法人　徳洲会
千葉西訪問看護ステーション
居宅介護支援事業所　　印

説明者

重要事項説明書別紙

１　居宅サービス利用の割合について

基準第１条の２の基本方針に基づき、介護支援の提供にあたっては利用者の意思人格を尊格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、 提供されるサービス等が特定の種類・事業者に不当に偏ることなく、公正中立に提供させる必要がある事を踏まえ以下の事を説明します。

①前６か月に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具の各サービスの利用割合

訪問介護	通所介護	地域密着通所介護	福祉用具貸与
29%	34%	2%	69%

②前６か月に作成した介護サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸の同一事業者によって提供されたものの割引

訪問介護	すまいるぽけっと 55.2%	エールあい訪問介護 28.9%	ニチイ国府台 15.7%
通所介護	アロマむつみデイ 56.8%	プレミア東松戸 21.1%	ソラスト 20 世紀が丘 6.6%
地域密着通所介護	リハビリデイ nagomi 松戸五香 71.4%	だんらんの家松飛台 28.5%	
福祉用具貸与	パナソニック松戸中央 49.7%	アルファメディカル 35.5%	福祉用具の樹 7.1%

集計期間　令和８年２月～令和８年８月末日

２　第三者評価について

当事業所は第三者評価については実施していません。
今後第三者評価を受けた場合は実施した年月日・実施した評価機関の名称及びその評価を開示します。

令和　　年　　月　　日

前６か月に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具の各サービス利用割合について説明を受けました。
第三者評価を受けていない事も確認しました。

署名　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代筆　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿本人との関係(　　)